

# 一般社団法人東京公認心理師協会 入退会及び会費に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京公認心理師協会（以下「本会」という。）の定款第6条及び第11条の規定に基づき、会員の入退会及び入会金、会費に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (会員)

第2条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者であって、かつ、暴力団その他の反社会的勢力に属さない者とする。

- 2 賛助会員または購読会員として入会しようとする者については、入会金及び入会時の事業年度における年会費（以下「入会金等」という。）を納入した者を、それぞれ賛助会員または購読会員として認める。
- 3 賛助会員及び購読会員（以下「賛助会員等」という。）の会員資格は、一事業年度限り（4月1日から翌3月末日までの1年間）とする。
- 4 前項にかかわらず、賛助会員等が翌事業年度も継続して会員を希望する場合は、毎事業年度末日までに翌事業年度分の年会費を支払うものとする。この場合、第6条の入会金は不要とする。
- 5 前項以外の賛助会員等は、事業年度末日をもって退会したものとみなし、会員資格を喪失する。

## (入会)

第3条 本会の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出しなければならない。

- 2 会員の資格は、入会金等を納入した期日をもって生じる。
- 3 入会者は、会員の種別ごとに会員名簿に登録しなければならない。
- 4 定款第8条により除名された会員は、同条第3項の通知を発した日から2年間は再入会できないものとする。

## (登録記載事項の変更)

第4条 会員は、入会申込時に本会に届け出た事項に変更が生じた場合は、遅滞なく本会事務局に届け出なければならない。

## (職能領域)

第5条 定款第6条第2項に定める職能領域は、以下の7領域とする。

- (1) 福祉
- (2) 医療・保健
- (3) 教育
- (4) 司法・矯正
- (5) 産業
- (6) 開業
- (7) 養成・研究

## (入会金)

第6条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 10,000円
- (2) 賛助会員 10,000円

(3) 購読会員 10,000円

- 2 公認心理師もしくは臨床心理士を正会員とする他の道府県職能団体等からの転入会である者については、前項の入会金を免除する。
- 3 定款第9条第1項6号により会員資格を喪失した者が再び入会を希望した場合には、第1項の入会金を免除する。但し、未納の年会費及び当該事業年度の年会費（以下「未納金等」という。）を納入しなければならず、会員の資格は未納金等を納入した期日に生じるものとする。
- 4 前項の規定は、定款第7条に定める任意退会をした者が再び入会を希望した場合にも適用する。

(年会費)

第7条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 6,000円
- (2) 賛助会員 10,000円
- (3) 購読会員 5,000円

- 2 前項の年会費は、一括して支払うものとする。
- 3 事業年度の中で入会した会員についても、第1項に定める年会費を支払うものとする。

(退会)

第8条 会員は、退会届を提出して、任意に退会することができる。

- 2 前項の場合、年会費の納入については下記のとおりとする。
  - (1) 正会員が4月末日までに退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を免除する。
  - (2) 正会員が5月1日以降に退会を申し出た場合は、当該事業年度の年会費を納入しなければならない。
  - (3) 賛助会員等については、既納年会費の返還はしない。
- 3 正会員は、退会時において未納の入会金または年会費がある場合、退会後においてもその納入義務を免れることはできない。但し、定款第9条第1項第1号の場合を除く。
- 4 第2項の規定は、定款第8条及び同第9条第1項第5号及び第6号並びに第2項の規定により会員資格を喪失した正会員には適用せず、資格喪失の時期にかかわらず、当該事業年度の年会費を納入しなければならないものとする。
- 5 会員がその資格を喪失したときは、会員名簿の登録を抹消する。

(委任)

第9条 この規程の施行に必要な事項は、理事会において別に定める。

(変更)

第10条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

2019年1月13日改定  
2019年2月20日施行